

別添

事務連絡
平成 18 年 5 月 1 日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課

自動車用廃バッテリーに関する特別管理産業廃棄物管理責任者について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は自動車交通行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、件名につきまして、下記のとおり環境省と確認をしておりますので、貴会会員傘下の整備事業者への周知方宜しくお願ひいたします。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 6 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物を排出する事業場に設置することとされている特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件については、廃棄物処理法施行規則第 8 条の 17 に規定されているところですが、自動車用バッテリーを廃棄する事業場において、一級、二級及び三級の自動車整備士並びに自動車電気装置整備士は、自動車整備士資格取得の際の講習及び通常業務等を通じ、自動車用バッテリーの取扱いについて十分な知識を有していると考えられることから、自動車用廃バッテリーに関する業務に限って、当該整備士が上記規則第 8 条の 17 第 2 号りに該当する者と解釈して差支えありません。

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第十二条の二 （略）

2～5 （略）

6 その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当

該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

7～12 (略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）

（特別管理産業廃棄物管理責任者の資格）

第八条の十七 法第十二条の二第七項の規定による環境省令で定める資格は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 (略)

二 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

イ～チ (略)

リ イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

以上